

## J.S.ミルと「不正」の態度適合分析

岡本慎平 (尾道市立大学・非常勤講師)

shimokamoto@gmail.com

### 1. はじめに

G.E.ムアが『倫理学原理』においてミルを快楽主義的自然主義者として批判して以来、ミルのメタ倫理学上の立場は、道徳的価値についての实在論であり、かつ、道徳的価値を快楽の増加と同一視するタイプの自然主義とする解釈が広く受け入れられてきた(Moore 1903)。しかし、メタ倫理学における非認知主義が人気を博した20世紀中盤以降、ミルはむしろ指令主義などの非認知主義的立場にコミットしていたのではないかという解釈も、ある程度説得力をもつ見解として支持された(Ryan 1970; Ryan 1974; West 2007; Donner and Fumerton 2009)。

こうした状況の中、近年ではマクロードが非認知主義的解釈を批判し(Macleod 2013; Macleod 2016)、ドレイクが「構築主義」という立場から強い实在論的解釈を批判するなど(Drake 2015)、ミルのメタ倫理学上の立場についての議論が盛り上がりつつある。本発表は、こうした状況の中で軽視されがちな「対象と態度の適合」という観点から、ミルのメタ倫理学説を検討する。

もちろん、多くの論者が、ミルの考えていた道徳判断の特徴に、話者の態度や感情の問題が不可分に含まれることを認めている。しかし、道徳判断と話者の態度がどのような形で結びついているのかという問題に関しては、これまでの解釈は説明が不十分であるように思われる。そこで本発表では、「態度適合分析(Fitting-Attitude Analysis)」という観点から、ミルのメタ倫理学上の立場を再構成しようと試みる。内容は次のように進める。まず第二節において、態度適合分析、あるいは態度適合理論がどのような立場なのかを説明する。第三節では、解釈を進めるにあたって想定される二つの難点に対する応答をおこなう。第四節では、ミルの正・不正の理論を「処罰可能性基準(Punishability criterion)」解釈に添って説明し、第五節で、ミルが態度適合分析を行ったという解釈がどのように正当化されるのかを論じる。そして最後に、競合する他の解釈と比較しつつ、態度適合分析解釈の利点を考察する。

### 第二節 態度適合分析

はじめに、態度適合分析とは何かという問題から始めたい。態度適合分析とは、善さや正しさなどの評価的概念を、それと結びついた態度が適切となるもの、という規範的観点から特徴づけるメタ倫理学説一般を指す立場である。最も抽象的に定義づけるとするなら、この

立場は、次のような「応答依存テーゼ」を認める諸理論を意味する<sup>1</sup>。

(応答依存テーゼ) X が何らかの評価的性質  $\phi$  を有すると主張することは、X に対する応答において態度 A が適切だと主張することである。

言い換えれば、態度適合分析とは、「何らかの対象 X に価値があると主張することは、その対象 X に対して肯定的な態度を採るべき理由があると主張することと同値だ」とする見解である。つまり、ある対象に対して評価者が採るべき感情や態度が肯定的なものであれば、その対象は肯定的な価値（例えば善や正しさや美しさ）を持つ。反対に否定的な感情や態度を採るべきものであれば、その対象は否定的な価値（例えば悪や不正や醜さ）を持つものとして評価される。具体的に例を挙げよう。例えば、「嘘をつくことは不正である」という主張は、「嘘をつく行動に対して罪悪感という否定的態度を採ることが適切だ」と主張することに等しい。同様に、「募金は正しい行為だ」という主張は、「募金という活動に対して賞賛という肯定的態度を採ることが適切だ」と主張することに等しい。ダームズとジェイコブソンによれば、1980年代以降に広まったメタ倫理学者の見解、例えばサイモン・ブラックバーン、ジョン・マクダウェル、デイヴィッド・ウィギンズ、そしてアラン・ギバードといった様々な立場の論者が、いずれもこの応答依存テーゼに基づいた態度適合分析を行っている<sup>2</sup>。

一見してわかるように、態度適合分析は、「評価的判断(evaluative judgment)」を、「特定の感情や態度を採るべき理由」に還元して説明する見解である。この立場の利点の一つは、多様な評価語の用法を一元的に理解することが可能となる点にある。例えば、「絵画の美しさ」は「その絵画に対して肯定的な態度（美的賞賛）をとることが適切だ」という判断として。「猛獣の恐ろしさ」は「その猛獣に対して否定的な態度（恐怖の情動）をとることが適切だ」という判断として。いずれの価値判断に関しても、肯定的、あるいは否定的なそれぞれの態度が適切だという判断として分析される。これにより、価値判断一般の統一的な説明を保持したまま、評価語の多元性を説明できるようになる。

もう一つの利点は、対象のもつ価値的性質と評価者の動機づけの関連をうまく説明することが出来る点にある。さきほど挙げた多くの論者が態度適合分析を採用した背景には、J.L.マッキーが道徳的実在論への反論として提示した「奇妙さからの反論」に何らかの答え

---

<sup>1</sup> この定式化は、D'Arms and Jacobson 2000:729 から援用した。これは最も曖昧な generic Fitting-Attitude Analysis であり(Jacobson 2011)、実際の個々の論者によって、その力点の置き場は異なる。

<sup>2</sup> 一般的な分類としては、ブラックバーンは価値的性質を「評価者の持つ価値観が対象に投影されたもの」として捉える準実在論として、マクダウェルとウィギンズは、価値的性質は世界の側に存在するものの、一定の道徳的感受性を備えた者だけがそれを価値として認識できると考える感受性理論として、ギバードは、道徳判断を我々が受け入れている規範の説得的表現として考える規範表出主義として理解される。本発表では詳細に立ち入らないが、佐藤 2017 は詳細な解説として有益である。

を出さなければならないという問題があったと考えられる<sup>3</sup>。マッキーの主張によれば、

- (1) 我々の道徳判断は、何らかの道徳的な事実や性質の存在を前提としており、真偽の区別がつく判断であるかのように見える。そのため、単なる好みや主観の状態の表明ではありえない。

にもかかわらず、

- (2) もしそのような道徳的事実や性質が我々の心から独立して存在しているのであれば、それは、その事実や性質を認知するだけで特定の行為や態度への動機づけが生じるような、非常に奇妙なものである。そのような奇妙な性質がこの世に存在するとは考えられないため、道徳的性質は実在しない。

以上二つの連言により、我々の道徳判断は認知的なものでありながらも、その真偽を決めるはずの性質は実在しないため、道徳判断は常に偽となる、とマッキーは主張した。しかし、我々の道徳判断が常に偽だという主張は非常に反直観的であり、受け入れることが難しい。

しかし態度適合分析をとるなら、マッキーが言うような、対象が持つ「道徳的性質」の奇妙さを和らげることができる。「嘘をつくことは不正である」という判断を例に考えよう。先ほど説明したように、この判断は「嘘をつくことに対して否定的態度をとることが適切である」という判断に書き換えることができる。こうすれば、「道徳判断は主観的な見解の表明ではなく、何らかの対象についての判断である」という認知的要素と、「評価者に特定の態度や感情という主観的状态を動機づける」という指令的要素を両立させることができる。このようにして、メタ倫理学の主要問題を「態度の適切さ」が何に由来するのかという問題に絞ることが出来るようになった。例えばブラックバーンやギバードであれば主観的な評価基準の投影や表出によってこれを説明し、マクダウェルやウィギンズならば「評価的性質」と「採るべき態度」を循環的に説明することによって、各々の理論を構築していくことが可能になった。

このようにして、何らかの評価と、評価者の態度の適切さの間に概念的な繋がりを認める理論一般が、態度適合分析と呼ばれるものである<sup>4</sup>。したがって、評価的性質と採るべき態度の間の連関を認めるのであれば、認知主義であれ、非認知主義であれ、さまざまな立場の

---

<sup>3</sup> もう一点付け加えるなら、「道徳判断と動機付けの間に必然的な繋がりがある」と考える動機の内主義テーゼをどのように位置づけるか、という問題がある。価値についての言明が「採るべき態度や感情」に関する規範として分析できるとすれば、内主義における「判断と動機の必然的な繋がり」をうまく説明できるようになる。ただし、もし内主義を否定するのであれば、あえて判断と動機の繋がりを説明する必要はないかもしれない。

<sup>4</sup> しばしば、態度適合分析は「価値の転嫁説明(buck-passing account of value)」と混同されがちである(cf. Suikkanen 2009 and Jacobson 2011)。本筋とは無関係なため詳細には論じないが、態度適合分析と転嫁説明は、厳密に言えば異なる見解である。

論者がこのような立場を採ることになった。

### 第三節 予備的な反論

態度適合分析にはさまざまな反論が寄せられているが、この理論自体の成否を問うことは別の機会に回したい<sup>5</sup>。というのも本発表の眼目は、現代の理論家の問題としてではなく、19世紀の哲学者たるジョン・スチュアート・ミルもまた、態度適合理論に近い見解を抱いていたのではないかと主張することにあるからである。

とはいえ、一見すると「ミルが態度適合理論を抱いていた」とする解釈は、時代錯誤かつ突飛なものに見えてしまうかもしれない。なぜなら、(1) 現代のメタ倫理学の論争の中で生まれた理論を、はるか以前にミルに帰すことはきわめて不自然であり、(2) そもそもミルのメタ倫理学上の立場は、価値を「快樂と苦痛の欠如」と定義する快樂主義的自然主義として最もよく知られているからである。したがって、解釈の本筋に入る前に、まずこの二点の疑義に応答する必要があるだろう。

#### 3.1. 時代錯誤

確かに、態度適合理論が現代の哲学的論争を解決するために生み出された立場なのだとすれば、そもそも「奇妙さからの反論」や「理由の内在主義」と無縁だったミルの著作の中にこの立場を見出すのは時代錯誤だと言わざるをえない。しかし、現代の問題に応答する中で洗練されていった議論が、それ以前の時代の哲学者の著作の中に見いだせる、という状況は決しておかしいことではない。かつての哲学者が抱いていた見解が、時代の流れの中で廃れていき、後の時代になって再び注目を集める、という事例は哲学史の中で何度も発生している出来事である。「カントに帰れ」をスローガンとした新カント派運動や、現代規範理論におけるアリストテレスの復権が代表的なものだろうが、態度適合分析もまた、これらと同様に、過去に廃れた理論の復権という要素がある。

例えば、態度適合理論を明示的に展開した論者としてしばしば言及されるのは、20世紀前半に活躍した C. D. ブロートや A. C. ユーイングである (Suikkanen 2009: 768; Ronnow-Rasmussen 2011: 20-21)。例えばスイッカネンやレノウ＝ラスムッセンの説明によれば、ブロートは「善さ」を「欲求の適切な対象」と定義し、ユーイングは「賛成的態度

---

<sup>5</sup> 代表的なものを挙げれば、「間違った種類の理由(wrong kind of reasons)」問題である。例えば、もし悪魔が「俺を賞賛しなければお前に害を加えるぞ」と私を脅したとしよう。このとき、私にはその悪魔に対して賞賛という肯定的態度を採ることが適切となる(その理由がある)。ところが、態度適合分析に従えば、これにより、悪魔のもつ「私に害を加える」という特徴が、まさにその特徴により善い評価を得るものになってしまう。我々はふつう、このような悪魔は、たとえ肯定的な態度を採る理由があつたとしても、悪く不正な存在だと考えるに違いない。だとすれば、態度適合分析には大きな問題点がある(Rabinowicz and Ronnow-Rasmussen 2004)。

の適切な対象」であると語った。ブロートもユーイングも、現代のメタ倫理学の諸問題とは無縁の経緯によるものでありながら、まさに態度適合によって価値の分析をおこなっていると考えられている。さらに、態度適合分析の「元祖(origin)」とみなされているその提唱者は、19世紀末オーストリアの哲学者フランツ・ブレンターノである。ブレンターノは「我々は、それに対する愛が正しいものである場合に、何かを善と呼ぶ。正しい愛を持って愛されうるもの、つまり愛に値するものが、最も広い意味における善である」(Brentano 1969[1889]: 16)と述べている。この一節は、明らかに価値を「対象」と「ふさわしい態度」の組み合わせによって定義している。もちろん洗練されたものではないが、この立場は、まさに態度適合論者が言わんとすることに近いだろう。

このようにして、評価者の採るべき態度との適合性(fittingness)によって価値を分析しようとする現代の論者らは、しばしば19世紀後半から20世紀前半の哲学者を「態度適合分析の起源」として位置づける。だとすれば、その起源をもう少しさかのぼってミルに届かせようとしても、決して突飛な解釈ではないことが分かるだろう。現に、提唱者とされるブレンターノは晩年のミルの友人であり、手紙のやりとりも複数残っている<sup>6</sup>。ミルとブレンターノの間に共通する考え方があったとしても、決しておかしいことではない。

### 3.2. 快樂主義的自然主義

次に、ミルはそもそも快樂主義者だったのではないか、という疑問に対して答えよう。とはいえ、たとえミルが、「快樂以外には望ましいものはありえない」とする見解を抱いていたことまで否定する必要はない。態度適合分析を採っていたとしても、「肯定的態度を採ることが適切になる対象」が快樂のみである、という立場は十分にありえるからである。ここで否定されるべきなのは、ミルが望ましさを快樂として定義していた、という部分だけである。

ミルは快樂を善(望ましさ)と同一視し、規範的概念と自然主義的概念を混同した、という批判を展開したのはG.E.ムアである。そのため、少なくともここでは、ムアによる批判は回避しうるものだと主張するだけで十分だろう。

さて、G.E.ムアが『倫理学原理』でミルを「誰もこれ以上に望むことができないほど素朴に、また無邪気に自然主義的誤謬を犯している」(Moore(1903) §40)と批判して以来、長きに渡りミルは「望ましさ」という評価的概念を「快樂と苦痛の欠如」という自然主義的概念によって定義したという誹りを受けてきた。というのもミルは『功利主義』の第四章において、「見えるものとは、人々が実際に見ているものである」という主張と類比的に、「望まし

<sup>6</sup> ミルからブレンターノに宛てた最後の手紙は、1873年4月14日付けで、ミルはブレンターノに、5月初週にフランスのアヴィニオンに滞在し、その後6月以降はスイスを旅行し、ドイツを経由してブレンターノと会ってからロンドンに帰国する予定だと知らせている(Mill to Brentano, CW. XVII: 1950)。ところがミルは、5月8日にアヴィニオン滞在中に亡くなってしまったため、この最後の面会予定が叶うことは永遠になかった。

いものとは、人々が実際に望んでいるもの [= 快樂] である」と語っているからである(CW. X: 334)。もしここで、「望ましい」という規範的性質を、「望んでいる」という事実的な特徴と混同して彼が考えているのであれば、たしかにミルは快樂主義的自然主義を(明らかに誤った形で)主張していたと言わざるを得ないだろう。

しかしその一方で、1970年代以降、ミルは決して規範的概念と自然主義的概念を混同していたわけではなく、むしろ両者を厳密に区別していたという事実を重視する解釈が有力視されてきた。例えば、『経済学試論集』の「経済学の定義、および、この科学における哲学的研究方法について」という論文が、その根拠の一つとして挙げられる。この論文でミルは、事実の問題として提示される「科学」と、命令やそれに類する主張として提示される「技芸」を、次のように特徴づけて区別している。

[科学と技芸という] これら二つの観念は、知性が意思から区別され、直接法が命令法から区別されるのと同様に、互いに異なっている。一方は事実を取り扱い、他方は命令を論じている。科学は諸真理の集合体であり、技芸は諸規則、あるいは行動の心得の総体である。科学の言葉は、「これはしかじかである」とか「これはしかじかでない」とか「これは起こる」「起こらない」といった形で述べられる。技芸の言葉は、「これをせよ」「これを避けよ」というものである。科学は現象を認識し、さらにその現象の法則を発見しようと務める。技芸は目的自体を提案し、さらにそれを成し遂げる手段を追求する。(CW. IV: 319-20)

もちろん、このような科学と技芸の区別は経済学という問題に限定されたものではない。同様の主張は『論理学体系』第六篇第12章にも見られる。こちらでもほぼ同様に、規範的語彙を用いた「技芸」と、事実確認をおこなう「科学」を、次のように区別している。

さて命令法は、科学と区別される技芸の特徴を示すものである。事実の問題に関する主張としてではなく、規則や指令として語るものはすべて技芸である。倫理や道徳は、本当は、人間本性と社会の科学に対応する技芸の一部なのである。(CW. VIII: 943)

いま述べている命題は、何かがあることを主張するのではなく、あるものが存在するべきであると命令し推奨している。このような命題は、一つの独立した部類をなす。その述語が、べきである (*ought*) またはでなければならない (*should be*) という言葉で表される命題は、である (*is*) またはであろう (*will be*) という言葉で表される命題とは、一般にまったく異なっている。(CW. VIII: 949)

さらに言えば、ムアが批判した『功利主義』の、しかも「功利主義の証明」に関する話題に限定したとしても、ミルははっきりと「それ自体が善であるものをすべて含んだ包括的な公

式(comprehensive formula)があるとしても……その公式は受け入れるか(accept)拒否するか(reject)の対象になりうるだけであり、一般的な意味での証明の対象ではない」(CW. X: 207-8)と言っている。したがって、少なくとも、ムアが指摘したような種類の混同を犯していたと考える必要はない。ミルは確かに望ましいものは快樂だけだと主張したかもしれないが、望ましさを快樂と同一の意味をもつ言葉として定義したわけではないからである。

#### 第四節 比例基準と処罰可能性基準

とはいえ、「善いものは快樂だけである」(反対に、悪いものは苦痛である)という「善・悪」に関する問題と、「正しい行為は、快樂を最大化させる行為である」(反対に、苦痛を増加させる行為は不正である)という「正・不正」に関する問題は、どちらも価値に関する評価的主張であるものの、それぞれ別の問題である。そして本発表での主張の力点は、ミルが「善さ」に関する態度適合分析をおこなっていたという点ではなく、「正と不正」に関して態度適合分析をおこなっていたという点にある。そこで議論の焦点を正・不正の問題に限定するため、ミル解釈における「行為の正しさの基準」の問題を検討したい。

##### 4.1. 比例基準

まず、最も一般的な解釈となるのが「比例基準(Proportion criterion)」と呼ばれる解釈である。これは、可能な複数の選択肢のうち最も快樂を増大させる傾向をもつ行為が正しい行為であり、最も苦痛を増大させる傾向をもつ行為が不正な行為である、とする立場をミルに帰すものである。もちろん、この解釈は『功利主義』第二章において提示された、おそらく同書で最もよく引用される一節に根拠を置いている。

功利性、あるいは最大幸福原理を道德の基礎として承認している理論においては、行為はそれが幸福を増進させる傾向に比例して正しく、幸福と反対のことを生み出す傾向に比例して不正である。幸福によって快樂と、苦痛の欠如が意味され、不幸によって苦痛と、快樂の欠如が意味されている。(CW. X: p. 210)

この一節だけを取り出せば、ミルをいわゆる「行為功利主義者」として解釈し、彼が正しさを「最も幸福(快樂)を増進させる傾向」として定義していると読むのが自然であるかのように見える。しかし、よく知られているように、ミルは決して常に快樂の増大を意図して行為することを奨励していたわけではない。ミルは『功利主義』第二章でそうした「過剰要求」反論に対する応答を試みている。功利性の原理を受け入れたとしても、「人生における個人的な楽しみを放棄することによって世界の幸福の総量を増大させる」行為に関しては、「本当に賞賛されるべき」だとしながらも、「正しい行為である」と考える必要はない、と。言

い換えれば、たとえ可能な選択肢の中で最も快樂の総量を増大させる行為が自己犠牲だったとしても、その自己犠牲的行為は「正しい」という評価語にふさわしいものではないとミルは考えていたようである。

それでは、なぜ功利性の原理を受け入れながらも、幸福を最大化させる行為が正しい行いにならない場合があるのか。この問題に対して、ミルは「二次原理」を持ち出すことによって応答している。ミルによれば、たとえ功利性の原理を受け入れても、我々はいちいち行為をおこなう度に、その結果を計算する必要はない。通常の場合は「嘘をつくな」「約束を守れ」「他人のものを盗むな」といった二次原理に従うだけで十分である。なぜならこれらの二次原理は、人類の長い歴史の中で、「概ね幸福を増大する傾向にある」規則として利用し、批判と検証に耐えてきた有力な経験則だからである。むしろ普段の生活の中で行為のたびに第一原理（功利性の原理）を持ち出すことは、かえって不要な混乱を招き、結果として快樂よりも苦痛を増大させかねない。

あらゆる実践の技芸の準則と同じように、功利性の原理からひきだされる系は無限に改善されていく余地があり、人間の精神が進歩する限り、この改善は永遠に続いていく。しかし、道徳の規則が改善可能なものであると考えることと、中間での一般化をまったく考慮せずに第一原理によって個々の行為を直接的に判断しようとすることは別のことである。……旅行者に最終目的地に関する情報を知らせることは、途中にある目印や指示標を利用するのを禁じることではない。(CW. X: 224)

これらの主張を考慮すれば、ミルは現在でいうところの「規則功利主義」に近い考え方を抱いていたようにも思われる。とはいえ、比例基準を念頭に置いた場合、二次原理の役割は、あくまで行為の決定を補助する経験則に留まる。「なぜ二次原理に従うことが正しいのか？」と問われた際に、「毎回結果を計算するよりも二次原理に従ったほうが、長い目で見たときには、幸福を最大化させる傾向にあるからだ」という正当化が成り立つことによって、二次原理の遵守が道徳の基準として利用可能になるからである。<sup>7</sup>

#### 4.2. 処罰可能性基準

ところが、第二章から離れて『功利主義』全体を読み通せば、これとはまったく別の解釈が成立する余地が生まれてくる。それは、「不正さ」を「処罰すべきだという感情を抱くことが適切なもの」として定義する『功利主義』第五章の説明に、最も明白に現れている。

私たちは、人が何かをしたことに対して、法律によらなければ同胞の世論によって、世

---

<sup>7</sup> 例えば Crisp 1997 は、このような多段階の意思決定を容認する行為功利主義として、ミルの理論を解釈している。



論によらなければ自分自身の良心の呵責によるなど、何らかの方法によって罰せられるべきだということを含意しようとしなければ、何らかのものを不正と呼ぶことはない。このことが、道徳と単なる便宜を分ける真の分岐点であるように思われる。(CW. X: 246)

この箇所ではミルは、「不正」という概念には、「何らかの方法によって罰せられるべきだ」という主張が含意されていると述べており、さらに、それが「道徳と単なる便宜を分ける真の分岐点」だと語っている。言わば、「法律」、「同胞の世論」ないしは「自分自身の良心の呵責」に添って行われる行為が「正しい」行為であり、反対に、そのようなサンクションに違反して行われる行為が「不正」な行為だということになる。

重要なのは、この一連の説明の中に「快楽を増大させる傾向にある」という特徴が一切出てこないという点にある。言い換えれば、少なくともこの箇所では説明される正・不正の基準は、その結果として生じる快楽と苦痛という点ではなく、処罰すべきだという感情が適切か否かという点に左右される。この一節こそミルの道徳の理論にほかならないと考える立場は、一般に「処罰可能性基準(Punishability criterion)」解釈と呼ばれる<sup>8</sup>。

もちろん、ミルの正・不正の基準が処罰可能性だからといって、功利性の原理と矛盾するわけではない。というのも処罰可能性基準は、ミルの規則功利主義者としての側面を強く支持するからである。例えば、さきほど言及したように、「二次原理」がもし単なる経験則なのであれば、その二次原理はあくまで最も幸福を増大させる傾向をもつ行為を選択する補助として用いられるだけだろう。したがって、例えば事前の計算が不要なほど明確に、最も快楽を増大させる傾向をもつ行為が分かっている場合であれば、二次原理に頼らず直接的に第一原理によって正・不正を判定することも十分にありうる話である。

ところが処罰可能性基準解釈によれば、快楽を増大させる傾向を持つという考慮点は、正しさの必要条件ではあっても必要十分条件ではない。というのも、この解釈に従えば、ある行為が正しいものであるためには、それが快楽を増大させる傾向を持つことに加えて、さらに、「その行為のために行為者を処罰すべきではない」という含意がなければならないからである。

具体例を考えよう。ラスコーリニコフという若者が、強欲な金貸しの老婆を殺害し、奪った金を貧しい人々の援助のために使ったとしよう。このとき奪った金による慈善活動が、彼に可能な行為の中で最も世界の幸福の総量を増大させるものだということが、考えるまでもなく明らかだったとしよう。もしそうだとすれば、比例基準で考えれば、ラスコーリニコフは正しいことをしたと言うことになる。しかし、処罰可能性基準で考えれば、ラスコーリニコフは依然として不正な行為をおこなったことになるだろう。なぜなら、たとえラスコー

---

<sup>8</sup> このように名付けたのは Berger 1984 だと言われているが、最も広範囲に影響を持った研究は Lyons 1994 だと思われる。ライオンズは、「道徳と権利についてのミルの基本的理論は功利主義を前提としない」(55)として、処罰可能性の重要性を論じた。

リニコフの行為が快樂を最大化させるものだったとしても、彼のおこないが刑罰に値するものであり、たとえ刑罰がなかったとしても世論の非難を浴びるもので、よしんば世論の非難すらなかったとしても、自責の念によって苦しめられるからである。

さらにミルは、処罰可能性を「道德一般をそれ以外の便宜性や有徳性の領域と区別する特徴的な違い」(CW. X: 246)だと説明している。つまり処罰に値するか否かという要素と無関係なものであれば、たとえ世界の幸福の総量を悪化させる行為だったとしても、不正であるとは言えないという立場をミルは認めている。言い換えれば、処罰を伴う二次原則が存在しなければ、そもそもミルの理論において正と不正という評価語は消え去ってしまう。こうした点から、ミルの「正・不正」に関する立場は処罰可能性基準だった、あるいは、少なくとも彼にとって処罰の概念と不正の概念は密接に結びついたものだった、という解釈は、かなり妥当なものであるように思われる<sup>9</sup>。

### 第五節 処罰感情の適切さ

ここで『功利主義』以外にも目を向けてみよう。様々な著作でミルは、正しさについての処罰可能性基準だと思われる主張を述べている。例えば W・G・ウォード宛の書簡では「べし(*ought*)という言葉が意味するのは、もしそれ以外の行為が行われたなら、この内在的かつ完全に無私な感情によって処罰されるであろう、ということだ」(CW XV: 649)と述べ、サミュエル・ベイリー宛の書簡では「道德感情に固有の特徴の大半は、そこに含まれる復讐心(*vindictiveness*)に由来する」(CW XV: 825)と語っている。他にも「オースティンの法理学」という論文では、「不正さという考えには、サンクションが不可分に結びついている」(CW XXI: 181)と論じている。これらの点からも、ミルの処罰可能性基準についての言明は、決して筆が滑って言い過ぎたわけではなく、ある程度一貫して主張されていたことが分かる。

さらに重要なのは、『サー・ウィリアム・ハミルトンの哲学の検討』である。同書においてミルは、「道德的責任(*moral responsibility*)」について、次のように述べている。

道德的責任という言葉で何が意味されているのか？ 責任は刑罰を意味する。我々が自分の行為に道德的責任があるという感情を持っていると言う時、話者の心中に真っ先に浮かぶものは、その行為のために処罰されるという考えである。(CW IX: 454)

---

<sup>9</sup> 尤も、たとえ処罰可能性基準を受け入れたとしても、依然としてミルを行為功利主義者として解釈する余地は残る。例えば、Brink 2013 ではミルが「サンクション功利主義」の立場を主張している一方で、依然としてミルの思想全体からすれば、行為功利主義の方が基底にあると主張されている。またエグレストンによれば、「行為が正しいのは、その行為を行った人々を処罰しないことが幸福を最大化する場合、かつその場合に限る」という定式化にすれば、行為ベースのサンクション功利主義もありうる(Eggleston 2016: 370)。

責任という概念の分析だが、これは「不正さ」と同じことを意味している。ここから明らかなのは、少なくともミルは、不正さの概念そのものを快樂や苦痛で定義していたわけではなく、むしろ「処罰されるべきだという感情」によって定義していたという事実である。確かに、苦痛を増大させる行為は一般的に不正である。だがそれは、不正さが苦痛の増大を意味しているというわけではなく、苦痛の増大をもたらす行為が処罰に値するものであり、処罰に値するという感情を持つことが、不正さの意味の、少なくとも分離不可能な一部分なのである。

もちろん、処罰すべきだという感情さえ伴えば、あらゆる行為が不正になるわけではない。あくまで、その感情が適切なものであった場合にのみ、行為は不正となる。そしておそらく、その感情の適切さこそが、「功利性の原理」によって裏付けされたものだと考えるべきだろう。また、ミルがサンクションや刑罰という言葉、実定的な刑法や世論の法廷の存在として念頭に置いていたわけではない、という点を強調しておくべきだろう。というのも、ミルは『功利主義』第三章において、「義務の内的サンクションはただ一つのもの、つまりわたしたち自身の心のなかにある感情である」、さらには「人を本当に駆り立てる力はその人自身の主観的感情であり、この力はまさにその強さによって評価される」と論じているからである(CW X: 228)。そのため、刑法や世論のような外部からの力ではなく、本質的には自身の感情こそが、最終的なサンクション(ultimate sanction)を保証するものとなる。

しかし、道徳的義務の拘束力は、正義の基準を犯すためには打ち破られなければならない、それでいてその基準を実際に犯せば、後に自責の念という形で現れてくるに違いないような一群の感情が存在していることに起因している。良心の性質や起源についての理論がどのようなものであっても、これが本質的に良心を構成しているものである。

(CW X: 229)

以上の点を踏まえれば、例えば『サー・ウィリアム・ハミルトンの哲学の検討』における次の一節は、まさにミルが「評価対象」と「適切な態度」の両輪によって「正・不正」を分析する「態度適合理論」を採用している明確な表明として立ち現れる。

我々の最も幼少期から、不正な行い(つまり、禁じられていることや他者に危害を加える行い)という考えと、刑罰という考えは、一緒になって我々の心中に現れている。……これは、刑罰についてと、不正行為についての人類の自発的感情を、自然に適合したものの(naturally fitted)にするに十分足るものである。(CW IX: 463-4)

またミルは、評価する観点の違いによって、異なる評価語が用いられる、という点にも気付いていた。例えば彼は、同じように肯定的評価を与えられる対象について、道徳的観点から評価されるものについては「正・不正」を、美的観点から評価されるものについては「美・

醜」を、思慮的観点から評価されるものについては「便宜・不便」を用いるという形で、実践的推理の総体である「生の技芸」を、(少なくとも) 三つの領域に区別していた(cf CW X: 112-3; CW VIII: 950)。各領域と「生の技芸」の関係は、態度適合分析によって適切に理解することができる。要は、それぞれの領域で採るべき適切な態度の種類が異なっていると考えればよい。

したがって、ここまでの議論が妥当なものであれば、ミルの正・不正の定義は次のようなものとして理解するのが最も適切であるように思われる。

(ミルの道徳の基準) ある行為が不正であるのは、「その行為が処罰に値するものだ」という感情にふさわしいものである場合、かつその場合に限る。

もしミルの道徳の基準(少なくとも「不正」の基準)がこのようなものであるなら、「態度適合分析」の起源をブレンターノから一歩進めて、ミルに位置づけることは極めて妥当な解釈だと思われる。

## 第六節 既存解釈の検討

もちろん、ミルの残した文献が「このように読める」からといって、「このように読むべきだ」という結論がただちに導かれるわけではない。他にもっと有力な解釈があるのであれば、そちらに道を譲るべきだろう。

第三節において、ミルを快樂主義的自然主義とするムアの見解についての批判をおこなった。しかし冒頭でも述べたように、ミルのメタ倫理学上の解釈は決して一枚岩ではない。そこで、ムア以外の解釈に対して、「態度適合分析」解釈がどのような位置づけとなるのかを簡単に見ていきたい。

### 6.1. 指令主義

まず、アラン・ライアンに代表される「指令主義」解釈を取り上げよう。ライアンが重視するのは、本発表第三節でも取り上げた、『論理学体系』等における道徳の言語の分析である。これらの箇所、ミルは明らかに「技芸の言明」と「科学の言明」を区別しており、前者を「命令か、その婉曲表現」と論じている。したがって、これらの証拠からライアンは、「云々の行為は正しい」という道徳の技芸による規範的主張を、「云々の行為を行え」という指令の一種であると解釈する(Ryan 1970; Ryan 1974)。

そしてライアンに同調する解釈者は少なくない。例えばフマー-tonは「ミルは二十世紀の指令主義ときわめてよく似た見解を、少なくとも思い描いているのではないか」(Donner and Fumerton 2009: 193)と説明し、ウェストは「ミルの道徳の言語の分析にしたがえば、

これら〔殺人、窃盗、詐欺、強要、等々は不正である〕は事実の言明から区別され、汝殺すなかれ、盗むなかれ、欺くなかれ、云々という命令に似たものとなる」(West 2007: 31)と論じている。

しかしながら、このような指令主義的解釈は性急なものだと言わざるをえない。なぜなら、「正・不正」についての言明に行為指令的特徴が含意されるという見解は、なにも指令主義に特有のものではなく、ほとんどのメタ倫理学者が共有する「規範命題」の特徴だからである。問題は、その規範命題が他の種類の命題との間に合理的な正当化関係を結べるかどうか、あるいは規範命題が真性の意味で真理値を持つかどうかという点にある。さらに言えば、もしライアンらの解釈が正しいのであれば、評価的判断が「対象がもつ何らかの特徴や性質についての判断」であるという、認知的要素についての説明が困難になってしまう。たとえ技芸が命令だったとしても、したがってミルが「快楽は望ましい」と主張したとき、それを単純に「快楽を求めよ」という命令へと翻訳してしまうわけにはいかない。

それに対して「態度適合分析」解釈では、少なくとも評価的判断が認知的な要素を含んでいるという点に関しては全面的に受け入れることが出来る。評価的判断の認知的特徴と、態度や感情といった主観的な要素を両立しうる点こそ、態度適合分析の強みだからである。

## 6.2. 認知主義

マクロードもまた以上のような点から、ミルの立場は非認知主義的ではなく、ある種の認知主義であるという見解を支持している(Macleod 2013)。マクロードは、指令主義は二〇世紀の論争の中で生み出された現代的理論であり、ミルがわざわざそのような立場をとる理由はないとして、認知主義的解釈を示唆した。

マクロードは、ミルが「正・不正」の概念に（是認ないし否認の）道徳的情緒(moral sentiment)が結びついていることを何度も主張しているという点を認める。しかしその一方で、だからといって、それによって直ちに道徳判断が自らの情緒や命令の発露という、非認知的状態として理解されるべきだとはならないと指摘する。というのも、ミルは少なくとも実践的技芸(実際に我々の行為を指令する規範)について、科学の命題によって「正当化」される「命題」であり、「証拠」によって支持されるものだという関係を認めているからである。

これらの特徴は認知的なものに特有のものであり、もし道徳判断が非認知的なものであれば、そうした関係は（少なくともストレートな形では）認められなくなる。したがって、マクロードはミルを認知主義的に理解するべきだとい主張するのだが、先にも述べたように、態度適合分析の利点は、認知主義的な立場と評価者の態度の問題を結びつけて理解する点にある。したがって、マクロードの解釈と、「不正さ」を「処罰すべきだとする感情の適切さ」によって分析する本発表の解釈は両立可能である。

### 6.3. 構築主義

マクロードとは反対にドレイクは、ミルの立場は非認知主義的だという見解を支持する。というのも、マクロードは非認知主義的見解を退けるにあたり、(1) 指令主義のような考えは20世紀に特有のものであり、ミルがその見解を採る理由がない、という時代錯誤反論と(2) ミルは技芸の言明に関して「前提」「命題」「主張」といった認知主義の特徴を認めている、という反論を行っていた。だが、ドレイクによれば、どちらの批判も非認知主義の観点から解決しうるものである。

まず、(1) の時代錯誤反論に対しては、芸術家の作品がその作者の死後に(作者が思い描いてもいなかった)特定のジャンルに分類されることがあるように、過去の哲学者の思想が、本人もあずかり知らぬ立場に分類されることもあると指摘する。そのうえで、(2) について、マクロードが主張する「認知主義的解釈」を指示する根拠(「技芸の言明は命題の特徴を持つ」)は非常にミスリーディングであると批判し、ミルの立場を次のように要約する。

ミルの主張をまとめると次のようになる。目的は科学の適切な主題ではなく、技芸の主題である。技芸の命題は記述的ではなく、指令的である。だが、目的についての命題は、話者が特定の是認的情緒を持っている事実を認めるという、非常に広い意味で記述的な内容を記述している。これは非認知主義と完全に両立するものであり、ミルの認知主義的解釈を支持するものではない。(Drake 2015: 18-19)

こうして、ドレイクはミルの立場は依然として非認知主義的であると論じ、「構築主義」という立場からミルのメタ倫理学上の立場を再構成している。これは、我々がもつ行為の理由は各々の立つ評価的立場によって異なりうるものの、あらゆる人々の評価的立場が重なり合う共有地があるとすれば、そこから「あらゆる人が従うべき理由」が構築されるという見解である。そして、ミルが『功利主義』第四章でおこなった「証明」とは、このような構築主義の手続きとして読み替えることが出来るとドレイクは解釈している。

とはいえ、認知主義的な解釈を示したマクロードであっても、ミルが理由や規範性に関する強固な実在論(**robust realism**)を主張していたとは主張しない(Macleod 2016)。むしろミルの哲学全体は自然主義的傾向を帯びており、規範性を自然の傾向性に基礎づけているように思われる箇所が多々ある。典型的には、『論理学体系』第三篇における帰納の正当化である。ミルは、人類は枚举的帰納を正当な認識的規範として捉える傾向性を現に持っている、という点から、枚举的帰納を正当化している。認識的規範について述べられた主張が、実践的規範についても当てはまると考えることは不自然ではないだろう。だとすれば、「なぜ処罰すべきだとする感情が適切なのか？」という問いに対する答えが「それが苦痛を増加させるものだからだ」というものであったとしても、「なぜ苦痛を増加させるものに否定的態度

を採るべきなのか？」と再度問われたなら、「それが人類の持つ自然の傾向性だからだ」と答える以外に道はなくなってしまうだろう。

ここでは、ドレイクとマクロードのどちらがより筋の通った解釈なのかという問題には立ち入らない。重要なのは、ドレイクにせよマクロードにせよ、ミルにとって是認あるいは否認の道德感情が、道德の判断（つまり正・不正の判断）の不可分の特徴だと認めている点にある。ドレイクにしても、ライアンらが主張するような形での素朴な非認知主義を提唱しているわけではない。したがって、たとえドレイクの解釈が妥当なものであったとしても、態度適合分析をミルに帰すことが否定されるわけではないと思われる。

### おわりに

以上のことから、ミルのメタ倫理学上の立場を単純な快樂主義的自然主義として考えるのではなく、反対に非認知的な命令を下す指令主義として考えるのでもなく、何らかの種類の態度適合分析を行ったものとして考える解釈は、ある程度の説得力があると信じる。もちろん、議論がそれで終わるわけではない。本発表でおこなったのは、あくまで「不正さ」に関する分析だけであり、他の評価語についてミルが同様の立場を取っていたというテキスト上の証拠はあまりに不十分である。また、ミルが「不正さ」の態度適合分析をおこなっていたからといって、彼のメタ倫理学上の立場が確定するわけではないということは、第六節で論じたとおりである。

だが、少なくとも本発表の目標である、態度適合分析の起源をブレンターノ以前に遡ってミルに当てはめる、という目標は、ある程度達成できたのではないかと思われる。

### 参考文献

J・S・ミルのテキストはすべて、トロント大学版『ジョン・スチュアート・ミル全集』(eds. J.M. Robson (1963-1991) *Collected Works of John Stuart Mill*, University of Toronto Press, 33 vols.)を参照し、巻数をローマ数字で示した。

また、『功利主義』の訳出にあたっては、大部分は川名雄一郎・山本圭一郎訳『功利主義論集』（京都大学出版会、二〇一〇年）に従ったものの、一部に変更を加えた。

Berger, F (1984) *Happiness, Justice and Freedom: The Moral and Political Philosophy of John Stuart Mill* The University of California Press

Brentano, F. (1889[1969]) *The Origin of our Knowledge of Right and Wrong*, ed. Oskar Kraus and Roderick Chisholm, trans. Roderick Chisholm and Elizabeth Schneewind. Routledge & Kegan Paul.

Brink, D.O. (2013) *Mill's Progressive Principles*, Oxford University Press.

- Crisp, R. (1997) *Routledge Philosophy Guidebook to Mill on Utilitarianism*. Routledge.
- D'Arms, J & Jacobson, D. (2000) Sentiment and Value. *Ethics* vol. 110:722-748.
- Drake, N. (2015) A Humean Constructivist Reading of J.S.Mill's Utilitarian Theory. *Utilitas* 2015: pp. 1-26.
- Donner, W. & Fumerton, R. (2009) *Mill*, Wiley-Blackwell.
- Eggleston, B (2016) *Mill's Moral Standard. Blackwell Companions to Philosophy A Companion to Mill*, eds. Macleod, C. and Miller, D.E. : 358-373.
- Jacobson, D (2011) Fitting-Attitude Theories of Value. *Stanford Encyclopedia of Philosophy*. URL: <https://plato.stanford.edu/entries/fitting-attitude-theories/>
- Lyons, D. (1994) *Rights, Welfare, and Mill's Moral Theory*. Oxford University Press
- Macleod, C. (2013) Was Mill a Non-cognitivist?, *Southern Journal of Philosophy*, vol. 51(2) pp. 206-223.
- (2016) Mill's Antirealism. *Philosophical Quarterly* vol. 66 (263):pp. 261-279.
- Moore, G.E. (1903) *Principia Ethica*. Prometheus Books.
- Rabinowicz, W. & Ronnow-Rasmussen, T (2004) The Strike of the Demon: On Fitting Pro-attitudes and Value. *Ethics* vol. 114: 391–423.
- Ronnow-Rasmussen, T (2011) *Personal Value*. Oxford University Press.
- Ryan, A. (1970[1990]) *The Philosophy of John Stuart Mill 2<sup>nd</sup> edition*, Humanity Books.
- (1974) *J. S. Mill*, Routledge.
- Suikkanen, J. (2009) Buck-Passing Account of Value. *Philosophy Compass*. vol.4/5 : 768-779.
- West, H.R. (2007) *Mill's Utilitarianism*, Continuum.
- 佐藤岳詩 (二〇一七) 『メタ倫理学入門』 勁草書房